

氏名 Name 金宥成  
日付 Date 2021.2.13.

国際都市おおた大使活動報告レポート  
Cool OTA-KU Ambassador Monthly Report

(前月分のレポートを翌月 15 日までに [kokusai@city.ota.tokyo.jp](mailto:kokusai@city.ota.tokyo.jp) に送ってください)  
(Please send your monthly report to the above email address by the 15<sup>th</sup> of each month)

1 今月は国際都市おおた大使としてどのような活動をしましたか?

What activities have you carried out as an ambassador this month?

(該当するものにチェックをして詳細を記入してください。いくつでも可)

(Please tick the appropriate box(es) and write down details of your activities)

- 来賓として登壇したり、紹介・挨拶があったイベント  
Events attended as an important guest / events where you were introduced or gave a speech  
《 無し 》
- 主催者側として参加したもの 例：ファッションショーや交流イベントなど  
Events which you helped to organize e.g. fashion shows or exchange events  
《 無し 》
- 講師、会議、研究会等のメンバー、通訳等、知識・経験を必要とするもの  
Activities requiring skill / knowledge e.g. lectures, conferences, research groups, interpreting  
《 無し 》
- その他 Other  
《 無し 》

2 今月の大田区 PR 情報発信について Promotion of Ota City as an ambassador

(Please tick the appropriate box(es) and write down details)

発信媒体 PR medium	発信した内容 PR contents	大田区 PR 情報の掲載回数 Number of posts promoting Ota City information
<input type="checkbox"/> Facebook 等 SNS Facebook or other social media	無し	無し
<input type="checkbox"/> ブログ Blogs		
<input type="checkbox"/> その他 Other		

★欄が足りない場合は、付け足してください。Please feel free to add more cells if you have carried out lots of different promotions!

3 参加した大田区のイベントの感想・大田区の魅力など PR についてご記入ください。

写真があれば写真も添付してください。

**Please tell us your thoughts on the Ota City event(s) you have attended, or write about your PR of Ota City's attractions. If you have photographs, please attach them to this report.**

※大田区 HP にアップさせていただく場合もございます。

**These may be uploaded to the Ota City homepage.**

※別紙でのご提出も可能です。

**You can submit these essays and photographs on a separate sheet if you wish.**

○イベントの感想など Your impressions of Ota City's event(s) etc.

○大田区のPR/大田区の紹介したい場所・こと

Ota City PR / A place or thing in Ota City which you'd like to promote

○大田区の行政改善要望（1月活動がなかった為、大田区に対する要望事項を次のように記述致します）

- 国民健康保険について

1. 外国人在留期間更新と国民健康保険更新

- 外国人住民の場合、国民健康保険期間が在留期間までとなっており、在留期間更新とともに、国民健康保険も更新しなければならないです。

尚、在留期間更新の後、国民健康保険更新に関する案内が別途ない為、自ら直接区役所で更新しなければならないです。しかし、在留期間満了後の国民健康保険料納付書が先に届いている為、支払うようになっています。在留期間と関係なく、支払いを続けている為、国民健康保険が更新されているように勘違いし、病院を利用する際、国民健康保険期間が切れていることに気づいてしまうことがあります。

従いまして、国民健康保険納付書の期間は在留期間満了月までに送付するべきではないかと思えます。尚、新しい国民健康保険納付書を送付する際は国民健康保険証の更新案内も必要だと思えます。

2. 国民健康保険料のクレジットカード決済について

- 現在、クレジットカードや電子マネーの利用が増加しており、国民年金の場合、既にクレジットカードで支払うことになっています。大田区の国民健康保険もクレジットカード決済が可能になった為、区役所で手続きを行おうとしたら、担当者の案内では「クレジットカード決済は、毎月自動決済ではなく、一か月分毎に決済するようになっている。尚、クレジットカード手数料についても決済者が負担することになっている」と回答がありました。ここで問題になるのは、クレジットカードで決済する人に手数料を負担させるのは、法律違反ではありませんが、殆どのカード会社の規約違反になることです。カード会社は、これを理由に大田区に対して、加盟の取り消しも可能です。従いまして、まだ、クレジットカード決済の導入が整備されていないなら、保留すべきではないかと思えます。